

第 94 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都文京区本郷二丁目14番15号
当社本社 1 階ホール

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送による議決権行使期限

平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分

イチカワ株式会社

証券コード：3513



決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

ご高覧くださいようお願い申し上げます。

なお、期末配当につきましては、1株につき6円と決定させていただきました。

これにより中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき12円となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 牛尾 雅孝

目次

第94回定時株主総会招集ご通知	2	(添付書類)	
株主総会参考書類	4	事業報告	19
第1号議案 株式併合の件	4	連結計算書類	37
第2号議案 定款一部変更の件	5	計算書類	44
第3号議案 取締役7名選任の件	6	監査報告書	51
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	14	(ご参考)	
		特集	54
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	18	株主メモ	55

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分**までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時
2. 場 所
3. 目的事項
- 報告事項
- 決議事項
4. 議決権の行使についてのご案内
1. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

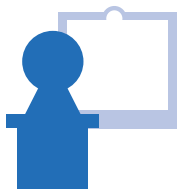
当社定款第17条の定めにより、株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様を代理人として、株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、その場合は、代理人は1名とさせていただきます、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

◎お知らせ
株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ik-felt.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

■ 議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

平成30年6月28日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合



郵送により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討ください
まして、議決権行使書用紙に議案に対する賛・否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

平成30年6月27日（水曜日）
午後5時15分必着

株主総会参考書類

第 1 号議案

株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

18,833,800株

第 2 号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第 1 号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に応じて減少させるとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応して当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第 7 条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、これらの変更の効力は、第 1 号議案の株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

(2) 今後の事業展開の促進及びグループ経営管理の実行とコーポレート・ガバナンス体制の拡充・強化を図るため、現行定款第18条（員数）を増員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>94,169,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>18,833,800株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(員数) 第18条 当社に取締役 <u>8</u> 名以内を置く。	(員数) 第18条 当社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。
(新設)	附則 第 6 条及び第 7 条の変更の効力発生日は、平成30年10月 1 日とする。なお、本附則は効力発生経過後、これを削除する。

第3号議案**取締役7名選任の件**

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営環境の多様性に対する柔軟な経営体制を構築するため社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社では、企業規模等を勘案し、現行定款において取締役の員数を8名以内と定めておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数が10名以内となります。

当社の取締役会は、抄紙用具という特殊で極めて専門性の高い事業内容に精通し、かつ業務執行を適切に監督する能力を有した人材で構成されております。本議案につきましては、取締役会決議に基づく経営体制規程の定めにより、それぞれの役職に相応しい人格と識見を有する候補者を社外取締役、社外監査役及び代表取締役を委員とする指名及び報酬委員会が提案し、株主総会付議事項として取締役会で決議し、株主総会議案として提出しております。なお、取締役候補者につきましては、専門知識・経験・能力等のバランス、多様性等の観点から配慮するよう努めております。

独立社外取締役候補者の独立性判断基準につきましては、会社法に定める社外要件、及び東京証券取引所が定める基準に基づいた当社規程を策定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

うし お まさたか
牛尾 雅孝

再任



■ 生年月日

昭和28年4月1日生

■ 取締役在任期間

13年(本総会終結時)

■ 取締役会への出席状況

100% (20/20)

■ 所有する当社の株式数

70,000株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年4月 三菱信託銀行株式会社入行
平成15年6月 株式会社イーネット常勤監査役
平成16年4月 当社入社、企画本部部長
平成16年6月 当社執行役員マーケティング部長
平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員
平成18年4月 当社取締役営業本部長兼執行役員
平成19年4月 当社取締役営業管掌兼執行役員
平成20年4月 当社取締役企画・総務管掌兼執行役員
平成20年6月 当社取締役企画・総務管掌兼常務執行役員
平成24年6月 当社取締役企画・営業管掌兼常務執行役員
同 年 同 月 当社取締役企画・営業管掌兼専務執行役員
平成25年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面に豊富な知識を有しており、当社入社以降もその経験や知識を活かし経営全般に能力を発揮しております。また、平成25年6月から当社代表取締役社長として、強力なリーダーシップのもと当社グループを牽引するとともに、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

株主総会参考書類

候補者
番号

2

もちづき
望月ともひろ
友博

再任



■生年月日

昭和36年3月9日生

■取締役在任期間

2年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

100%（20／20）

■所有する当社の株式数

18,000株

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年4月	当社入社
平成24年6月	当社企画部長
平成24年10月	当社企画部長兼内部監査室長
平成25年4月	当社企画部長
平成26年6月	当社執行役員企画部長
平成28年4月	当社執行役員総務管掌補佐兼企画部担当
平成28年6月	当社取締役総務管掌兼企画部担当兼常務執行役員
平成29年6月	当社取締役総務管掌兼企画部・品質保証部担当兼常務執行役員（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、長年にわたり企画部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

3

やざき
矢崎

たかのぶ
孝信

再任



■ 生年月日

昭和36年10月28日生

■ 取締役在任期間

2年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況

100%（20／20）

■ 所有する当社の株式数

35,000株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年9月 当社入社

平成17年6月 イチカワ・ヨーロッパGmbH社長

平成24年6月 当社海外営業部長兼イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション社長兼宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理

平成26年4月 当社海外営業部長兼宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理

平成26年6月 当社執行役員海外営業部長兼宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司総経理

平成27年4月 当社執行役員営業管掌補佐兼海外営業部長兼宜紙佳造紙脱水器材貿易(上海)有限公司董事総経理

平成28年4月 当社執行役員営業管掌兼海外営業部長

平成28年6月 当社取締役営業管掌兼海外営業部長兼常務執行役員

平成29年4月 当社取締役営業管掌兼常務執行役員

平成30年4月 当社取締役営業管掌兼海外管理部長兼常務執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、長年にわたり海外勤務を含む海外営業部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者
番号

4

しば 義和
よしかず

再任



■生年月日

昭和38年2月12日生

■取締役在任期間

2年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

100%（20／20）

■所有する当社の株式数

19,000株

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年6月 当社入社
平成22年4月 当社技術部部长
平成24年2月 当社技術部部长
平成26年6月 当社執行役員技術部部长
平成28年6月 当社取締役技術管掌兼常務執行役員
平成29年6月 当社取締役生産管掌兼技術管掌兼常務執行役員
平成30年4月 当社取締役生産管掌兼技術共同管掌兼常務執行役員（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、技術部門及び生産部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番号

5

こぼり わたる
小堀 渉

新任



■ 生年月日

昭和40年9月22日生

■ 取締役在任期間

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

10,000株

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年4月 当社入社
平成25年4月 当社技術部部长
平成27年4月 当社開発研究所長兼技術部部长
平成27年6月 当社執行役員開発研究所長兼技術部部长
平成28年6月 当社執行役員開発研究所長
平成29年6月 当社執行役員技術管掌補佐兼開発研究所長兼技術管理部担当
平成30年4月 当社執行役員技術管掌兼アジア事業部管掌補佐（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は入社以来、長年にわたり開発研究所を含む技術部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

6

のざき あきら
野崎 晃

再任

社外取締役候補者



■生年月日

昭和32年11月20日生

■社外取締役在任期間

3年（本総会終結時）

■取締役会への出席状況

100%（20／20）

■所有する当社の株式数

30,000株

■略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成17年 6月 当社監査役
平成18年 4月 株式会社スロー・グループ（現 アイペット損害保険株式会社）監査役（現任）
平成18年 9月 株式会社マクロミル監査役
平成23年 6月 NECフィールディング株式会社監査役
平成27年 6月 株式会社Jーオイルミルズ取締役
平成27年 6月 当社取締役（現任）
平成29年 6月 株式会社Jーオイルミルズ監査役（現任）

■社外取締役候補者とした理由

同氏は、これまで法曹界において培われた専門的な知識・経験等を当社の取締役会の監督機能に活かしていただくとともに、経営全般に対する助言が期待できることから、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■独立役員の届出について

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

■責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。

候補者
番号

7

ながおか ひろき
長岡 弘樹

新任

社外取締役候補者



■ 生年月日

昭和28年7月9日生

■ 社外取締役在任期間

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

—

■ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年7月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和54年3月 公認会計士登録
平成2年11月 静岡事務所長
平成16年6月 経営会議メンバー（平成27年11月退任）
同年同月 東京事務所地区経営執行補佐就任兼東日本地区事務所総括
平成19年6月 東日本ブロック長補佐
平成22年10月 トータルサービス本部長
平成25年10月 ミドルマーケット推進総括担当
平成28年7月 パラマウントベッドホールディングス株式会社顧問（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、これまで長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識等を当社の取締役会の監督機能に活かしていただくとともに経営全般に対する助言が期待できることから、今回新たに社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立役員の届出について

当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。同氏の新任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。

■ 責任限定契約

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。同氏の新任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案**取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件****1. 提案の理由**

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」としてお諮りいたします取締役の報酬等の額とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報**(1) 本制度の概要**

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

平成30年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、400百万円（うち取締役分として240百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、300百万円（うち取締役分として180百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、300百万円（うち取締役分として180百万円）を上限とします。

なお、当初対象期間のみ4事業年度の期間とし、次期以降対象期間を3事業年度ごとの期間としておりますのは、現中期経営計画（平成31年3月末日で終了する事業年度まで）の残存期間を勘案し、当初対象期間については現中期経営計画の残存期間と次期中期経営計画の期間（3事業年度を予定しております。）を合算した期間と合致させることが相当と判断したためであります。

また、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。

ご参考として、平成30年5月14日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額400百万円を原資に取得する株

株主総会参考書類

式数は、最大で1,069,518株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。なお、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合、かかる株式併合の効力発生日は平成30年10月1日の予定であり、当社は、その時点で当該株式併合に係る合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

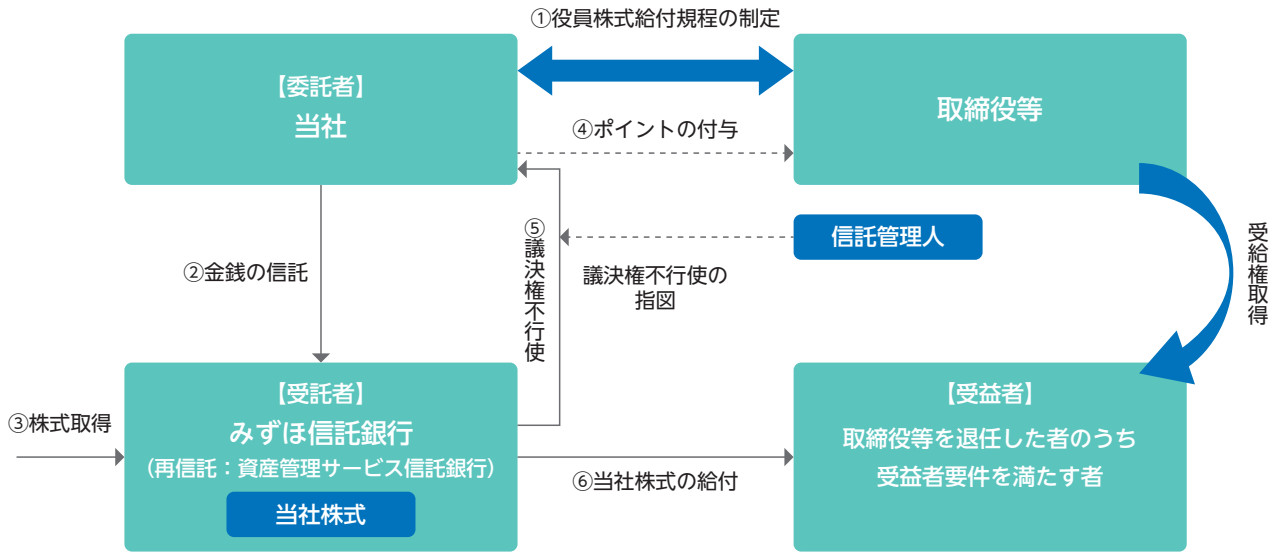
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

第5号議案**取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額180百万円以内（うち社外取締役は年額15百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、今後の事業展開の促進及びグループ経営管理の実行とコーポレート・ガバナンス体制の拡充・強化を図ることや第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数が増員となること等、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と変更させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容

事業区分	主 要 製 品	
抄紙用具関連事業	抄紙用フェルト スレート用フェルト 等	抄紙用ベルト
工業用事業	工業用フェルト	工業用関連仕入品

(2) 事業の経過及びその成果

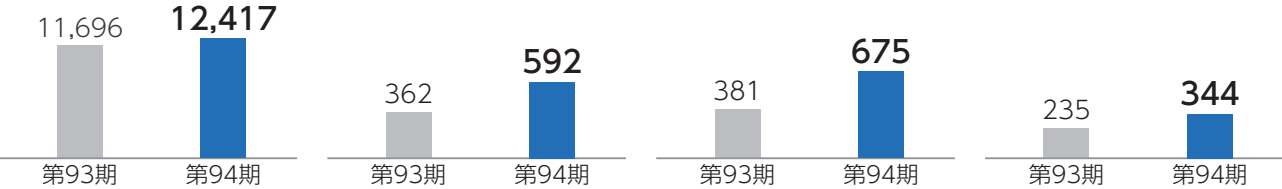
当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境や企業収益の改善等により緩やかな回復基調にあるものの、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要取引先であります紙パルプ業界におきましては、国内需要の低迷等により、依然として厳しい状況が継続しておりますが、海外需要はアジア地域の経済成長や通販市場の拡大により堅調に推移しております。

このような状況の中、当社グループの連結売上高は12,417百万円（前期比6.2%増）となりました。損益の状況につきましては、売上高の増加に加え継続的なコスト削減対策により、連結営業利益は592百万円（前期比63.4%増）、連結経常利益は675百万円（前期比76.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は344百万円（前期比46.2%増）となりました。

連結業績の概要

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
12,417 百万円 (前期比 6.2%増)	592 百万円 (前期比 63.4%増)	675 百万円 (前期比 76.9%増)	344 百万円 (前期比 46.2%増)
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)



セグメントの業績は次のとおりです。

<抄紙用具関連事業>

(日本)

内需につきましては、厳しい市場環境が続く中、抄紙用フェルトの販売数量は減少いたしましたが、抄紙用ベルトの販売数量は横ばいで推移いたしました。輸出につきましては、積極的な拡販活動が奏功し、抄紙用フェルトの販売数量は横ばいで推移いたしましたが、抄紙用ベルトの販売数量は増加いたしました。この結果、売上高は8,761百万円（前期比3.1%増）となりました。

(北米)

抄紙用ベルトの販売数量は横ばいで推移いたしましたが、抄紙用フェルトの販売数量が増加したことにより、売上高は1,236百万円（前期比2.8%増）となりました。

(欧州)

抄紙用フェルト及び抄紙用ベルトの販売数量が増加したことに加え、ユーロ高の影響により、売上高は1,449百万円（前期比15.8%増）となりました。

(中国)

抄紙用ベルトの販売数量は横ばいで推移いたしましたが、抄紙用フェルトの販売数量が増加したことに加え、人民元高の影響により、売上高は450百万円（前期比31.4%増）となりました。

<工業用事業>

内需及び輸出ともに増加したことにより、売上高は518百万円（前期比28.5%増）となりました。

(ご参考)

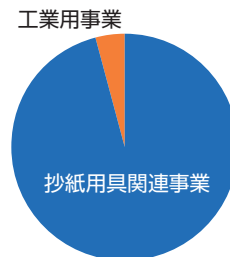
地域別の売上高

(単位：百万円)

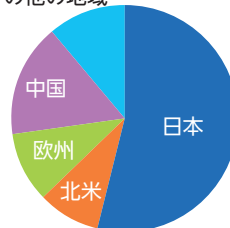
日本	北米	欧州	中国	その他の地域	合計
6,675	1,108	1,267	1,960	1,405	12,417

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

事業セグメント別売上高構成比



地域別売上高構成比
その他の地域



(3) 研究開発等の状況

当社グループの研究開発活動は、抄紙用具関連事業及び工業用事業ともに、優位化商品、新製品の開発及び技術開発を主体とし、また、環境に配慮したテーマをより多く取り上げて活動しております。

抄紙用具関連事業の研究開発活動については、最新の市場動向や抄紙技術にお応えするため、新素材の応用、新樹脂、新加工法の開発及び基盤技術開発を主体に行っております。

当連結会計年度につきましては、抄紙用ベルトにおいて、更なる機能向上を目指し、新製品の開発に取り組みました。

なお、当連結会計年度中に支出した研究開発費の総額は409百万円です。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備のリース買取や品質及び機能向上等を目的として、総額で732百万円実施いたしました。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、生産設備のリース買取等を目的として、短期借入金500百万円の調達を行いました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、いかなる環境変化にも迅速に対応するため、平成28年度を起点とする中期経営計画（略称：“NE-18”）を策定し、「経営方針」及び「経営目標」を次のとおり定めております。

経営方針：「抄紙プレスパートの総合ソリューションカンパニーとして世界一の品質を目指す」

経営目標：（1）一株当たり連結当期純利益：30円（株式併合後一株当たり連結当期純利益：150円）

（2）連結売上高：135億円以上

また、新たな経営方針で示したビジョンと“NE-18”の経営目標の実現に向けて、以下の項目を経営課題といたしました。

- 1) 人財の育成
- 2) 営業力の向上
- 3) 技術力の強化
- 4) 生産技術力の向上
- 5) 情報インフラの整備
- 6) 工業用フェルト事業戦略の再構築

2年目の当連結会計年度につきましては、海外での販売体制の強化、競争力のある抄紙用フェルト新製品及び高機能樹脂を使用した抄紙用ベルト新製品の市場展開を積極的に進めました。

“NE-18”の最終年度に当たる平成30年度につきましては、国内の構造的な需要低迷やグローバル市場での競争の激化等により、経営環境は一段と厳しくなるものと思われ、連結業績予想においては、中期経営計画で定めた経営目標の達成が厳しい状況となっております。

こうした市場環境の下、当社グループといたしましては、引き続き抄紙用フェルト新製品の拡販を積極的に展開するとともに、抄紙用ベルト新製品の市場投入にも注力してまいります。また、技術力強化による品質向上を図り、生産性向上による全社的なコスト低減にも継続して取り組むことにより、業績向上に努めてまいります。

当社グループは、抄紙プレスパートで使用される抄紙用フェルト、シュープレス用ベルト及びトランスファ用ベルトの3つの用具製品をすべて開発・製造・販売できる国内唯一のメーカーです。その強みを活かし、自社製品の最適な組合せをご提案・ご提供してまいります。

当社グループの製品・サービス・それらを提供する社員を含め、あらゆる面においてお客様から「世界一の品質」と評価されるよう努めるとともに、内部統制システムの一層の強化を図り、企業価値の増大に邁進してまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第89期	平成25年度 第90期	平成26年度 第91期	平成27年度 第92期	平成28年度 第93期	平成29年度 第94期
売上高 (百万円)	11,753	12,462	12,590	12,042	11,696	12,417
営業利益 (百万円)	727	957	883	477	362	592
経常利益 (百万円)	517	890	881	540	381	675
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	443	738	648	364	235	344
1株当たり当期純利益 (円)	16.52	27.55	25.96	15.29	9.92	14.50
総資産 (百万円)	26,193	26,613	26,822	25,145	24,964	26,083
純資産 (百万円)	17,357	18,100	18,394	17,602	18,108	18,651
自己資本比率 (%)	66.3	68.0	68.6	70.0	72.5	71.5
1株当たり純資産 (円)	647.12	675.25	767.04	740.39	761.78	784.70

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数より自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	500千US \$	100%	抄紙用フェルト・ベルト、 工業用フェルトの販売
イチカワ・ヨーロッパGmbH	150千EUR	100%	抄紙用フェルト・ベルト、 工業用フェルトの販売
宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司	300千US \$	100%	抄紙用フェルト・ベルト、 工業用フェルトの販売
株式会社イチカワテクノファブリクス	10百万円	100%	工業用フェルトの販売
有限会社アイケー加工	3百万円	100%	織物の織整、 縫合その他の加工
株式会社アイケーサービス	10百万円	100%	当社製品の荷役・保管、 その他の当社委託業務

当社の子会社は上記の6社で、すべて連結対象としており、持分法適用会社はありません。

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都文京区
柏工場	千葉県柏市
岩間工場	茨城県笠間市
開発研究所	茨城県笠間市

② 子会社

名 称	所 在 地
イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	米国 ジョージア州ピーチツリーコーナーズ市
イチカワ・ヨーロッパGmbH	ドイツ デュッセルドルフ市
宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司	中国 上海市
株式会社イチカワテクノファブリクス	東京都文京区
有限会社アイケー加工	茨城県笠間市
株式会社アイケーサービス	千葉県柏市

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
681名	19名増

(注) 常勤の就業人員について記載しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	464百万円
株式会社千葉銀行	292百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	104百万円

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、平成30年5月15日開催の取締役会において、タイ王国に抄紙用フェルト、スレート用フェルト、シュープレス用ベルト、トランスファー用ベルト及び抄紙用関連資材の輸出入並びに販売を主な事業内容とする子会社 (ICHIKAWA ASIA CO.,LTD.) を新たに設立することを決議いたしました。なお、設立の時期は、平成30年7月1日を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 94,169,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,769,026株
(自己株式1,066,732株を除く。)
- (3) 株主数 3,387名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
王子ホールディングス株式会社	2,070千株	8.71%
日本製紙株式会社	1,998千株	8.40%
イチカワ従業員持株会	895千株	3.76%
株式会社みずほ銀行	878千株	3.69%
株式会社千葉銀行	872千株	3.66%
眞嶋 洋	730千株	3.07%
三菱UFJ信託銀行株式会社	698千株	2.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	524千株	2.20%
東レ株式会社	456千株	1.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	434千株	1.82%

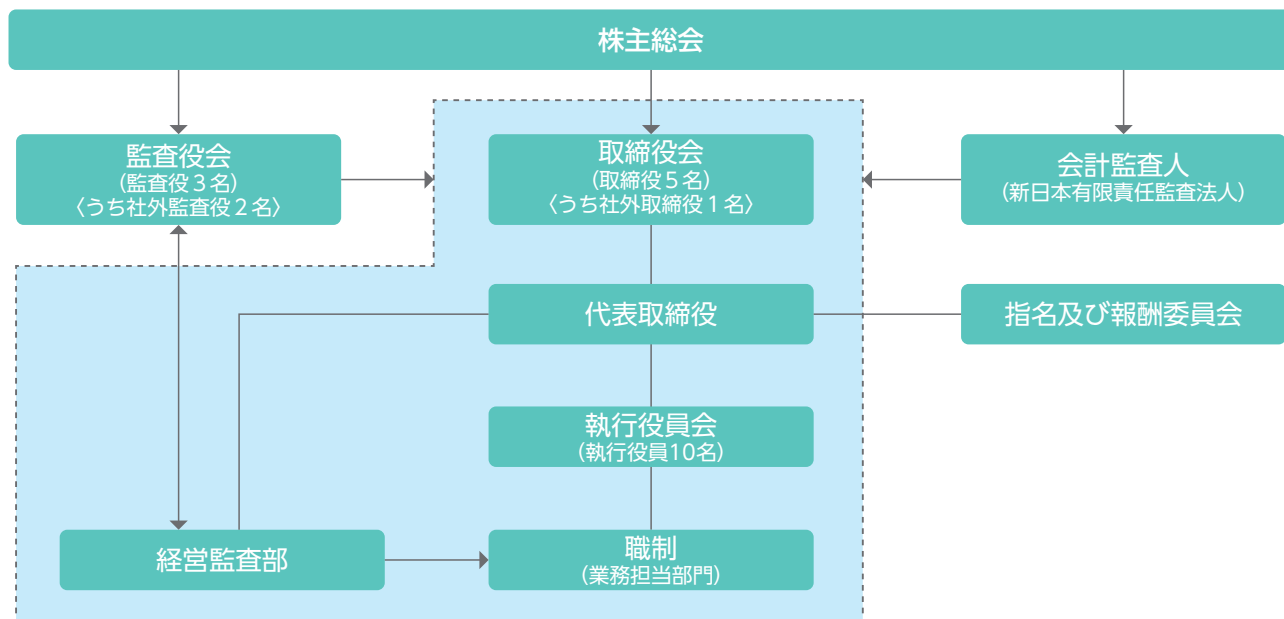
(注) 1. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、自己株式1,066千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

- ① 統治形態につきましては、業容、事業特性等を総合的に勘案し、監査役制度が適しているものとし、法制の変化並びに経済の国際化等の経営リスクに対応するコーポレート・ガバナンスを推進しております。
- ② 取締役会につきましては、経営戦略の充実と迅速な意思決定による活性化を図るため、平成15年6月に取締役員数を削減するとともに取締役の責任と成果をより明確にするため任期を1年に短縮しました。併せて業務執行の充実を図るため執行役員制度を導入しております。なお、経営の透明性の確保と監督機能の強化のため、平成27年6月に社外取締役を選任しております。
- ③ 監査役制度につきましては、監査役会の監査方針に基づき、法定監査に加えて四半期決算の監査報告を行うなど当社独自の内部監査を実施し、監査役機能の強化を図っております。
- ④ 取締役・監査役候補者の指名ならびに役員報酬の体系及び水準につきましては、決定プロセスの透明性と客観性を一層高めるため、社外取締役、社外監査役及び代表取締役を委員とする指名及び報酬委員会を設置しております。

コーポレート・ガバナンスの体系図



(2) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	牛 尾 雅 孝	
取締役 常務執行役員	望 月 友 博	総務管掌 兼 企画部・品質保証部担当
取締役 常務執行役員	矢 崎 孝 信	営業管掌
取締役 常務執行役員	斯 波 義 和	生産管掌 兼 技術管掌
取締役 社外・独立	野 崎 晃	株式会社J-オイルミルズ監査役、アイペット損害保険株式会社社外監査役
常勤監査役	星 利 幸	
監査役 社外	市 原 克 巳	東方地所株式会社代表取締役社長
監査役 社外・独立	出 縄 正 人	株式会社金冠堂監査役、株式会社アドバンスリンク取締役、日本プライムリアルティ投資法人監督役員

- (注) 1. 取締役野崎 晃氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市原克巳氏及び出縄正人氏は、社外監査役であります。
3. 取締役野崎 晃氏及び監査役出縄正人氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 平成30年4月1日付で次のとおり取締役の担当を一部変更しております。

矢 崎 孝 信	営業管掌 兼 海外管理部長
斯 波 義 和	生産管掌 兼 技術共同管掌

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

- | | | |
|-------|----|-------------------------|
| 取 締 役 | 7名 | 80百万円（うち社外取締役 1名 6百万円） |
| 監 査 役 | 3名 | 24百万円（うち社外監査役 2名 11百万円） |
- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額及び員数には、平成29年6月29日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任された取締役2名に対する役員報酬が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第91回定時株主総会において年額180百万円以内（うち社外取締役は年額15百万円以内）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社外取締役	野 崎 晃	株式会社J-オイルミルズ監査役、アイペット損害保険株式会社社外監査役
社外監査役	市 原 克 巳	東方地所株式会社代表取締役社長
社外監査役	出 縄 正 人	株式会社金冠堂監査役、株式会社アドバイスリンク取締役、日本プライムリアルティ投資法人監督役員

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発 言 状 況
社外取締役	野 崎 晃	20回中20回	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。
社外監査役	市 原 克 巳	20回中20回	18回中18回	企業経営者として培われた経験と豊富な知識に基づいた発言を行っております。
社外監査役	出 縄 正 人	20回中20回	18回中18回	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っております。

(6) 執行役員

平成30年3月31日現在の執行役員10名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の6名であります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	田 村 茂	品質保証部長
執行役員	小 堀 渉	技術管掌補佐 兼 開発研究所長 兼 技術管理部担当
執行役員	諸 川 正 憲	生産管掌補佐 兼 岩間工場長 兼 生産技術部長
執行役員	小 泉 和 之	人事部長
執行役員	森 下 一 彦	総務部長
執行役員	石 井 啓 文	技術管理部長

(注) 平成30年4月1日付で次のとおり執行役員の担当を一部変更しております。

田 村 茂	アジア事業部長
小 堀 渉	技術管掌 兼 アジア事業部管掌補佐

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

37百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社の子会社のうち、イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション、イチカワ・ヨーロッパGmbH、宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
 - ① 当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めにより、当社の業務執行を決定する。
 - ② 「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備並びにこれを厳正に運用することにより、法令等違反行為を未然に防止する。
 - ③ 当社及び当社の子会社の取締役は、職務の執行に関し、必要に応じ顧問弁護士その他の専門家に適法性の確認を取る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
 - ① 取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書、会計帳簿等の文書類及びその他情報については、関連諸規程の定めにより、各所管部署において適切に保存及び管理を行う。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
 - ① 損失の危険の管理に関する規程として、「リスク管理規程」を制定し、当社及び当社の子会社が管理すべきリスクの洗い出し、評価、対策等について定める。
 - ② 個々のリスクについては、「リスク管理規程」の定めに基づき、職制により適切な予防及び対策を実施する。
 - ③ リスク管理の状況については、執行役員会において定期的に有効性を評価し、必要に応じ是正措置を行う。
 - ④ 当社及び当社の子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化を図る。
4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
 - ① 職務の執行においては、法令、定款、経営規程及び執行規程等の定めに従い、取締役、執行役員、各部署の職制がこれを厳正に運用する。
 - ② 執行責任の明確化と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用する。
 - ③ 取締役会は、経営規程に基づき中期経営計画及び年度計画を決定し、その執行を監督する。
 - ④ 代表取締役、執行役員及び各部署の職制は、経営計画の目標達成に向けて、業務を執行・管理する。

- ⑤ 代表取締役及び執行役員は、業務執行状況について、毎月、定時取締役会に報告する。
 - ⑥ 当社より当社の子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化するとともに、関係会社管理規程に基づき、管理担当部門が子会社の経営を指導し、統括管理し、適正かつ効率的な職務の執行を確保する。
5. 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- ① 「企業行動規範」の制定及び「コンプライアンス規程」をはじめとする社内諸規程の整備を行うとともに、各部署の職制においてこれを厳正に運用し、法令等違反行為を未然に防止する。
 - ② 社長直轄の「経営監査部」を設置し、経常業務推進上の適法性及び予算執行上の有効性に関する内部管理機能を強化する。
6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。
- ① 当社より子会社へ役員を派遣することにより、子会社の経営管理体制を強化する。
 - ② 関係会社管理規程に基づき、子会社の一定の重要事項について当社の関係会社管理担当部門に定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 予算管理制度規程に基づき、予算管理制度に当社の子会社の予算を組み入れ、その進捗状況について毎月、各子会社に当社執行役員会への報告を求める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項。
- ① 監査役監査に対しては、最善の監査環境を提供することとし、監査役より職務を補助する使用人設置の求めがあった場合には、速やかに任命する。
 - ② 監査役を補助する使用人を設置した場合は、当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を得るものとする。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- 監査役の職務を補助すべき使用人として監査役会の下に所属された従業員の、当該従業員への指揮命令権は、監査役に属するものとする。また、処遇（査定を含む）、懲戒等の事項については、当社と監査役の間で事前協議のうえ実施する。
9. 監査役への報告に関する体制。
- ① 監査役が、業務監査、内部監査等を通じて、取締役及び使用人から必要な情報をいつでも入手できる体制とする。
 - ② 取締役は、法定事項の他、当社経営に重要な影響を及ぼす事項については、監査役へ遅滞なく報告する。

- ③ 監査役会規程に基づき、監査役会は、必要に応じて、当社及び当社の子会社の会計監査人、取締役、執行役員、使用人その他の者に対して報告を求める。
- ④ 公益通報管理規程に基づき、公益通報に関する情報は経営監査部より監査役に報告される。
- 10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を確保する。
- 11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制。
 - ① 監査役職務の執行に対しては、最善の監査環境を提供する。
 - ② 監査役会に対して、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ③ 常勤監査役の主要会議体への出席機会を確保する。
 - ④ 監査役会が経営監査部と連携できる体制を整備する。
- 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制。
金融商品取引法その他の法令等の定めに基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性を確保する。

(注) 平成30年4月1日付で上記の「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。その改定内容は、内部統制等の強化のため内部監査室を経営監査部に改編したものであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

- ・当社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を策定し、すべての役職員について周知徹底を図っております。
また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、部署毎のコンプライアンス状況を報告するとともに、職位に応じて必要な社内教育、指導を実施しております。
- ・経営監査部は、当社グループのコンプライアンス状況について、各コンプライアンスオフィサーから毎月報告を受けております。
また、法令、規程等に適合していることを確認するための内部監査を行い、半期毎に内部監査結果報告書を作成し、取締役会に報告しております。
- ・「公益通報管理規程」に基づき、当社グループ内の違法、規程違反、反倫理的行為等の問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し運用しております。

② リスクマネジメント

- ・当社は、「リスク管理規程」で定められた各種リスクの状況を執行役員会で報告を行い、有効性を評価し、必要に応じて是正措置を行っております。
また、大規模災害等不測の事態に備え、BCP（事業継続計画）を策定し、緊急時の体制を整備しております。
- ・インサイダー取引防止のため、当社グループの役員、従業員が自社株式を売買する際は、当社総務部長に事前申請の上、同部長の許可を得た場合にのみ売買できる体制を運用しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性並びに情報管理に関する取組み

- ・当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営上の重要事項をすべて付議するとともに、業務の執行状況を報告し、逐次対策等を検討しております。
また、四半期毎に取締役（社外取締役を除く）の業務執行について、評価を行っております。
- ・当社は、執行役員会を原則毎月1回開催し、取締役会決定に基づく業務執行及び各執行役員の課題について審議・報告を行っております。
- ・当社は、取締役会規程のほか、関連諸規程の定めにより、取締役の職務の執行に係る情報を各所管部署において適切に保存及び管理しております。

④ グループにおける業務の適正性に関する取組み

- ・当社は、子会社への役員の派遣、経営監査部による子会社の内部監査を通じ当社グループにおける業務の適正性を確保しております。

- ・当社は、予算管理制度に子会社の予算を組み入れ、進捗状況を執行役員会に報告することにより、子会社の管理を行っております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

- ・監査役は、監査役会において監査方針、監査計画を協議・決定し、各事業所及び子会社への往査等を通じて業務内容の適法性、妥当性について監査を実施しております。

また、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、取締役、社外取締役、執行役員、会計監査人及び経営監査部との間で定期的に情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、「安定的かつ積極的な利益還元」を基本とし、企業競争力の強化と財務の健全性を総合的に勘案して実施してまいります。なお、配当性向につきましては、1株当たり連結当期純利益の30%以上を目処としております。

内部留保金につきましては、将来の企業価値を高めるため、主力事業の市場競争力強化を目的とした設備投資及び研究開発投資等の原資として有効に活用してまいります。

また、健全な財務体質を前提とし、機動的な自己株式の取得などを実施することを検討してまいります。

当事業年度の配当金につきましては、平成30年5月15日開催の取締役会の決議により期末配当を6円とし、中間配当の6円と合わせた年間配当金は、1株当たり12円といたしました。

◎以上の報告は、次により記載しました。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。
3. 持株比率は、小数点以下第3位切り捨てにより表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年 3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	26,083,060	(負債の部)	7,431,537
流動資産	11,567,943	流動負債	2,997,639
現金及び預金	3,171,341	支払手形及び買掛金	593,097
受取手形及び売掛金	4,813,792	短期借入金	860,000
商品及び製品	1,780,240	リース債務	63,434
仕掛品	919,402	未払法人税等	196,250
原材料及び貯蔵品	528,027	賞与引当金	302,622
繰延税金資産	226,764	役員賞与引当金	9,000
その他	128,722	その他	973,235
貸倒引当金	△346	固定負債	4,433,898
固定資産	14,515,116	リース債務	72,587
有形固定資産	9,948,657	繰延税金負債	1,128,097
建物及び構築物	5,274,326	退職給付に係る負債	3,168,667
機械装置及び運搬具	2,547,164	その他	64,545
工具、器具及び備品	108,141	(純資産の部)	18,651,522
土地	1,807,998	株主資本	17,230,644
リース資産	96,988	資本金	3,594,803
建設仮勘定	114,038	資本剰余金	2,322,038
無形固定資産	116,318	利益剰余金	11,661,891
投資その他の資産	4,450,139	自己株式	△348,089
投資有価証券	4,376,335	その他の包括利益累計額	1,420,878
繰延税金資産	24,877	その他有価証券評価差額金	1,623,337
その他	98,022	為替換算調整勘定	△40,576
貸倒引当金	△49,096	退職給付に係る調整累計額	△161,882
資産合計	26,083,060	負債及び純資産合計	26,083,060

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売上高		12,417,275
売上原価		7,750,448
売上総利益		4,666,826
販売費及び一般管理費		4,074,276
営業利益		592,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	92,758	
受取賃貸料	16,503	
雑収入	47,952	157,214
営業外費用		
支払利息	16,003	
為替差損	13,637	
賃貸費用	12,949	
訴訟関連費用	11,419	
雑損失	20,192	74,202
経常利益		675,562
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,000	1,000
特別損失		
投資有価証券評価損	45,053	
ゴルフ会員権評価損	1,104	
減損損失	1,069	47,228
税金等調整前当期純利益		629,333
法人税、住民税及び事業税	310,582	
法人税等調整額	△25,949	284,632
当期純利益		344,701
親会社株主に帰属する当期純利益		344,701

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,594,803	2,322,038	11,602,606	△ 347,200	17,172,247
当期変動額					
剰余金の配当			△ 285,250		△ 285,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			344,701		344,701
自己株式の取得				△ 889	△ 889
従業員奨励福利基金			△ 165		△ 165
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	59,285	△ 889	58,396
当期末残高	3,594,803	2,322,038	11,661,891	△ 348,089	17,230,644

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	1,322,071	△ 33,716	△ 351,809	936,545	18,108,793
当期変動額					
剰余金の配当					△ 285,250
親会社株主に帰属する 当期純利益					344,701
自己株式の取得					△ 889
従業員奨励福利基金					△ 165
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	301,266	△ 6,860	189,926	484,332	484,332
当期変動額合計	301,266	△ 6,860	189,926	484,332	542,728
当期末残高	1,623,337	△ 40,576	△ 161,882	1,420,878	18,651,522

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社6社（イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション、イチカワ・ヨーロッパGmbH、宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司、(株)イチカワテクノファブリクス、(有)アイケー加工、(株)アイケーサービス）を連結の対象としています。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③たな卸資産

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、在外連結子会社は個別法による低価法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産………定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	3年～60年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

②無形固定資産………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっています。

③リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しています。

③役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

③退職給付に係る負債の計上基準

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。なお、在外連結子会社は計上していません。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、5年による定額法により按分額を発生の際連結会計年度より費用処理しています。

過去勤務費用については、5年による定額法により按分額を費用処理しています。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

<表示方法の変更>

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取賃貸料」(前連結会計年度16,298千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しています。また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「賃貸費用」(前連結会計年度12,900千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しています。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	1,457,620千円
	機械装置及び運搬具	72,379千円
	工具、器具及び備品	4,356千円
	土地	161,710千円
	計	1,696,066千円
上記に対応する債務	短期借入金	150,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	29,462,486千円
-------------------	--------------

3. 連結決算日満期手形

連結決算日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結決算日満期手形が、期末残高に含まれています。

受取手形 32,441千円

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 24,835,758株

2. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日取締役会	普通株式	142,629	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月9日
平成29年10月31日取締役会	普通株式	142,620	6.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	142,614	6.00	平成30年3月31日	平成30年6月8日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、輸出入取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。また外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、資金収支計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（（注2）参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価 （*）	差 額
(1) 現金及び預金	3,171,341	3,171,341	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,813,792	4,798,496	△ 15,295
(3) 投資有価証券	4,376,090	4,376,090	—
(4) 支払手形及び買掛金	(593,097)	(592,656)	△ 440
(5) 短期借入金	(860,000)	(860,000)	—
(6) デリバティブ取引	969	969	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっています。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	取得原価	連結貸借対照 表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,762,592	4,053,553	2,290,961
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	411,220	322,537	△ 88,682
合 計		2,173,812	4,376,090	2,202,278

(4) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとにその将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっています。

(5) 短期借入金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(6) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりです。

(a) 通貨関連（時価の算定方法・・・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。）

(単位：千円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	187,267	—	1,097	1,097
	ユーロ	78,184	—	△ 127	△ 127
合 計		265,451	—	969	969

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものではありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	225
その他	19
合 計	244

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	3,163,765
受取手形及び売掛金	4,813,792
合 計	7,977,557

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額 784.70円

2. 1株当たり当期純利益 14.50円

計算書類

貸借対照表 (平成30年 3月31日現在)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	24,763,481	(負債の部)	7,131,412
流動資産	10,141,190	流動負債	2,910,826
現金及び預金	2,468,232	買掛金	665,677
受取手形	328,581	短期借入金	860,000
売掛金	4,403,632	リース債務	63,434
商品及び製品	1,264,891	未払金	797,202
仕掛品	917,660	未払費用	24,449
原材料及び貯蔵品	528,027	未払法人税等	146,598
前払費用	4,404	預り金	26,371
繰延税金資産	144,605	賞与引当金	269,839
その他	81,514	役員賞与引当金	9,000
貸倒引当金	△360	その他	48,253
固定資産	14,622,290	固定負債	4,220,586
有形固定資産	9,928,303	長期未払金	9,690
建物	5,108,446	リース債務	72,587
構築物	165,880	資産除去債務	54,855
機械及び装置	2,537,595	繰延税金負債	1,132,565
車両運搬具	3,262	退職給付引当金	2,950,887
工具、器具及び備品	94,092		
土地	1,807,998	(純資産の部)	17,632,068
リース資産	96,988	株主資本	16,008,730
建設仮勘定	114,038	資本金	3,594,803
無形固定資産	115,840	資本剰余金	2,322,038
ソフトウェア	77,231	資本準備金	2,322,038
リース資産	28,364	利益剰余金	10,439,977
電話加入権	5,146	利益準備金	898,700
その他	5,098	その他利益剰余金	9,541,276
投資その他の資産	4,578,147	固定資産圧縮積立金	1,336,858
投資有価証券	4,376,335	別途積立金	5,043,753
関係会社株式	103,760	繰越利益剰余金	3,160,664
関係会社出資金	51,649	自己株式	△348,089
破産更生債権等	3,047	評価・換算差額等	1,623,337
会員権	81,583	その他有価証券評価差額金	1,623,337
長期前払費用	4,490		
その他	6,376		
貸倒引当金	△49,096		
資産合計	24,763,481	負債及び純資産合計	24,763,481

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：千円

科 目	金 額	
売上高		11,180,880
売上原価		7,637,724
売上総利益		3,543,156
販売費及び一般管理費		3,329,755
営業利益		213,400
営業外収益		
受取利息及び配当金	180,565	
受取賃貸料	16,503	
雑収入	68,858	265,927
営業外費用		
支払利息	15,550	
為替差損	26,952	
賃貸費用	12,949	
訴訟関連費用	11,419	
雑損失	34,454	101,326
経常利益		378,001
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,000	1,000
特別損失		
投資有価証券評価損	45,053	
ゴルフ会員権評価損	1,104	
減損損失	1,069	47,228
税引前当期純利益		331,772
法人税、住民税及び事業税	216,117	
法人税等調整額	△58,046	158,071
当期純利益		173,701

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,594,803	2,322,038	2,322,038	898,700	1,440,839	5,043,753	3,168,231	10,551,525
当期変動額								
剰余金の配当							△ 285,250	△ 285,250
当期純利益							173,701	173,701
自己株式の取得								
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 103,981		103,981	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 103,981	—	△ 7,566	△ 111,548
当期末残高	3,594,803	2,322,038	2,322,038	898,700	1,336,858	5,043,753	3,160,664	10,439,977

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 347,200	16,121,167	1,322,071	1,322,071	17,443,239
当期変動額					
剰余金の配当		△ 285,250			△ 285,250
当期純利益		173,701			173,701
自己株式の取得	△ 889	△ 889			△ 889
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			301,266	301,266	301,266
当期変動額合計	△ 889	△ 112,437	301,266	301,266	188,828
当期末残高	△ 348,089	16,008,730	1,623,337	1,623,337	17,632,068

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務
時価法

(3) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建　物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	2年～17年
車両運搬具	3年～ 7年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっています。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
退職給付引当金の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、5年による定額法により按分額を発生翌事業年度より費用処理しています。
過去勤務費用については、5年による定額法により按分額を費用処理しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- (2) 退職給付に係る会計処理
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計算書類上における取扱いが連結計算書類と異なっています。
- (3) 消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっています。

<表示方法の変更>

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取賃貸料」(前事業年度16,298千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しています。また、前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「賃貸費用」(前事業年度12,900千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しています。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保に供している資産	建 物	1,395,123千円
	構築物	62,497千円
	機械及び装置	72,342千円
	車両運搬具	36千円
	工具、器具及び備品	4,356千円
	土 地	161,710千円
	計	1,696,066千円
上記に対応する債務	短期借入金	150,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		29,319,376千円
3. 保証債務残高		
	イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	478,215千円 (4,500,000US\$)
	イチカワ・ヨーロッパGmbH	130,580千円 (1,000,000EUR)

4. 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	823,140千円
短期金銭債務	172,831千円
5. 決算日満期手形	
決算日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しています。なお、当決算日が金融機関の休日であったため、次の決算日満期手形が、決算日残高に含まれています。	
受取手形	30,536千円

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高の総額	3,178,265千円
(2) 営業取引以外の取引高の総額	110,053千円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の数 1,066,732株

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
賞与引当金	82,031千円
未払事業税	14,314千円
その他	73,114千円
繰延税金資産小計	169,460千円
評価性引当額	△24,854千円
繰延税金資産合計	144,605千円
(2) 繰延税金負債	
①繰延税金資産	
退職給付引当金	897,069千円
投資有価証券評価損	174,336千円
その他	93,192千円
繰延税金資産小計	1,164,598千円
評価性引当額	△1,083,641千円
繰延税金資産合計	80,957千円
②繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△583,914千円
その他有価証券評価差額金	△623,994千円
その他	△5,613千円
繰延税金負債合計	△1,213,523千円
繰延税金負債の純額	△1,132,565千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.5%
住民税均等割	3.5%
外国法人税	1.1%
試験研究費税額控除	△7.1%
評価性引当額の増減	25.5%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>47.6%</u>

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社

会社名	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合
イチカワ・ノース・アメリカ・コーポレーション	米国 ジョージア州	US \$ 500,000	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売	% 直接 100.0 (—)
イチカワ・ヨーロッパ GmbH	ドイツ デュッセルドルフ市	EUR 150,000	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売	% 直接 100.0 (—)
宜紙佳造纸脱水器材貿易 (上海) 有限公司	中国 上海市	US \$ 300,000	抄紙用フェルト・ベルト、工業用フェルトの販売	% 直接 100.0 (—)

関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員の 兼任等	事業上の 関係				
—	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注)2	千円 796,913	売掛金	千円 318,145
		配当金の受取	22,460	—	—
		債務保証 (注)2	478,215	—	—
		保証料の受入 (注)2	8	—	—
1 名	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注)2	千円 1,023,906	売掛金	千円 266,093
				—	—
1 名	当社製品の販売先	配当金の受取	千円 35,446	—	千円 —

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望額を提示し、価格交渉のうえ単位あたりの価格を決定しています。

(2) 債務保証は銀行よりの借入限度額に対し行ったものであり、借入額に基づいた保証料を受け取っています。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1 株当たり純資産額	741.81円
2. 1 株当たり当期純利益	7.31円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

イチカワ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イチカワ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イチカワ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

イチカワ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡 辺 力 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イチカワ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

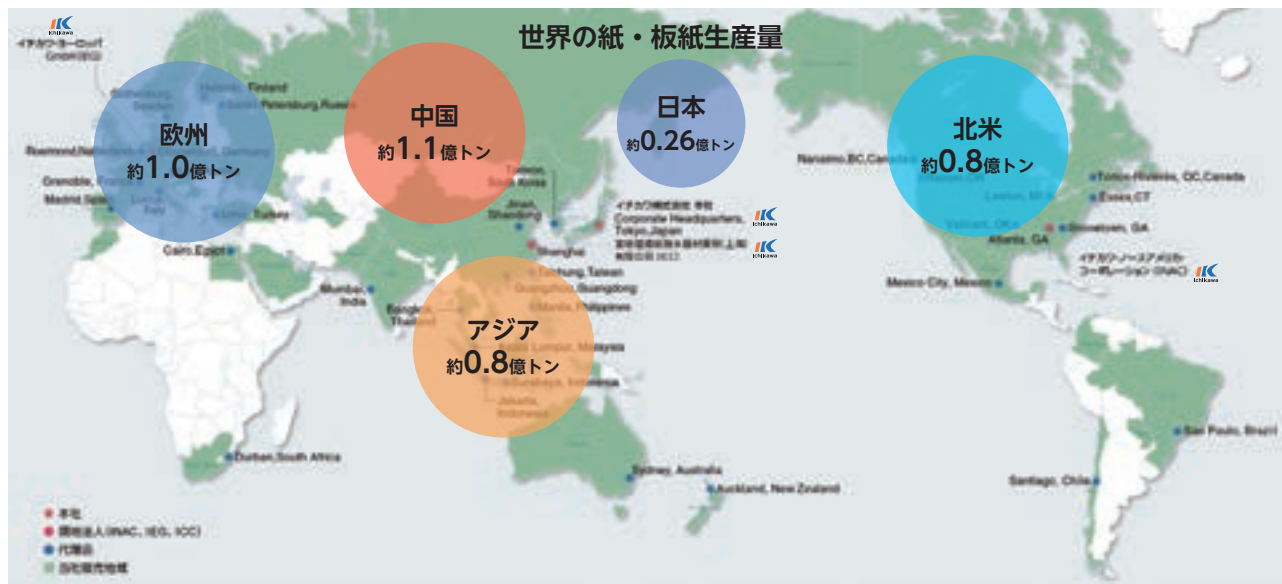
イチカワ株式会社 監査役会
常勤監査役 星 利 幸 ㊟
社外監査役 市 原 克 巳 ㊟
社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

アジア事業の強化について

アジア事業部の新設

中国や東南アジア諸国の紙・板紙生産量は年々増加しており、今後の需要も伸びていくことが予想されます。成長を続けるアジア市場の製紙マーケットに対応するため**アジア事業部**を2018年4月に新設いたしました。

アジア事業部では、主にアジア地域の販売活動、中国子会社（宜紙佳造紙脱水器材貿易（上海）有限公司）の統括・管理を行う**アジア企画営業部**と製品設計及び技術サービスを行う**海外技術部**から構成されており、営業と技術サービスが一体となることでアジア市場（中国・韓国・タイ・インドネシア等）における抄紙用フェルト・シュープレス用ベルトなど抄紙用具の拡販を推進し、更なる市場対応のスピードアップを図ります。



タイ王国に現地法人（**ICHIKAWA ASIA CO.,LTD.**）を設立（予定）

当社は、中期経営計画“NE-18”において、アジア市場を成長戦略の大きな柱の1つとしています。2017年6月には、東南アジアでの販路拡大（タイ、インドネシア、ベトナム等）及び今後の有望な市場（マレーシア、インド等）への布石としてタイ・サテライトオフィス（TSO）を開設いたしました。今回更なる拡大を目指し、サテライトオフィスを発展的に解消し、2018年7月に現地法人を設立する予定です。なお、設立後はアジア事業部が統括・管理を行います。

商号	ICHIKAWA ASIA CO.,LTD.
所在地	タイ王国 バンコク市
代表者	水野 敦人
事業内容	抄紙用フェルト、スレート用フェルト、シュープレス用ベルト、トランスファー用ベルト及び抄紙用関連資材の輸出入並びに販売等
資本金	2,000,000/バーツ
設立年月日	2018年7月1日（予定）



株主メモ

■事業年度	4月1日から翌年3月31日
■期末配当金 受領株主確定日	3月31日
■中間配当金 受領株主確定日	9月30日
■定時株主総会	毎年6月
■株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
■同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (〒137-8081) 新東京郵便局私書箱第29号 電話(0120)232-711(通話料無料)
■上場証券取引所	東京証券取引所
■公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.ik-felt.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 1.株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱できませんのでご注意ください。
- 2.特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

メ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.





株主総会会場ご案内図



開催日時

平成30年
6月28日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都文京区本郷二丁目14番15号
イチカワ株式会社
当社本社 1階ホール
電話03-3816-1111（代表）

交通

●地下鉄：

東京メトロ千代田線

A「新御茶ノ水駅」下車

B1出口 徒歩約13分

東京メトロ丸ノ内線

B「御茶ノ水駅」下車

1番出口 徒歩約10分

C「本郷三丁目駅」下車

2番出口 徒歩約8分

都営地下鉄大江戸線

D「本郷三丁目駅」下車

3番出口 徒歩約10分

●J R：

中央線・総武線各駅停車

E「御茶ノ水駅」下車

御茶ノ水橋口 徒歩約10分



イチカワ株式会社

<http://www.ik-felt.co.jp/>



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。